

第7回 ADR法に関する検討会 議事録

- 第1 日 時 平成25年10月22日(火) 自 午前9時57分
至 午後0時10分
- 第2 場 所 法務省小会議室
- 第3 出席者 伊藤座長, 植垣委員, 丹野委員, 道垣内委員, 林委員, 藤井委員, 森委員,
山本委員, 渡部委員
- 第4 議 題 民事調停に関する裁判所の取組について
法テラスにおける法律扶助の取扱いについて
個別の論点について
- 第5 議 事 (次のとおり)

議 事

○飯島課長 それでは、定刻より若干早目ではございますが、皆様方おそろいになられましたので、第7回ADR法に関する検討会を開会させていただきます。

なお、恐縮でございますが、本日、小川部長、所用のため欠席でございます。

では、伊藤座長、よろしく願いいたします。

○伊藤座長 おはようございます。御多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

早速、議事に入りたいと存じます。

初めに、前回会議におきまして、論点整理（案）の修正や認証紛争解決事業者の業種による偏在などにつきまして議論になりましたが、この点について、事務局で資料を作成しておりますので、説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 それでは、私の方から御説明いたします。

まず、お手元の資料1、「論点整理（案）」、3ページを御覧ください。前回の検討会におきまして、地方公共団体の役割が重要である旨の御指摘をいただきましたことから、3ページ「3ア 関係機関との連携等」の項目におきまして、地方公共団体を明記いたしました。

2ページ「2ア 相談機関等との連携、広報」についても、同様の趣旨の修文を行っております。

続きまして、4ページを御覧ください。前回の検討会におきまして、弁護士の関与の在り方についても本検討会で検討することが必要である旨の御意見をいただきましたことから、「3エ 弁護士の関与の在り方」として、これに関する項目を設けました。

「論点整理（案）」に関する修正点は以上でございます。

次に、資料2、「1 既存の認証紛争解決事業者」で始まる資料を御覧ください。

前回の検討会におきまして、業種や地域における認証ADR事業者の偏在について御議論いただきましたが、その際、業種における偏在に関し、役所の側から見た検討の可能性についても御指摘をいただきました。

そこで、まず、既存の事業者のうち、比較的關係省庁とのつながりが明確なものをリストアップいたしましたものが上側の表でございます。

また、2の「認証ADRがない業界・分野等」につきましては、特に関係省庁等は挙げておりませんが、これまで認証ADRがない業界・分野等として御指摘をいただいた事業者等をリストアップしたものでございまして、今後、ADR事業者の拡充を考えるに当たって、参考とさせていただきたいと考えております。

続きまして、資料3、「認証ADRの事業者地域分布状況」及び「都道府県別事業者一覧表」を御覧ください。地域における認証ADR事業者の偏在状況につきましてビジュアル化したものでございまして、併せて御覧いただきますと、社団、財団、NPO法人等については東京等大都市圏に集中しており、他方で、司法書士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会等、いわゆる士業の事業者については全国的に分布しているという傾向が御確認いただけると思います。

なお、「都道府県別事業者一覧表」の下に※で記載しておりますが、東京等のみに事業所

を置く事業者であっても、出張やテレビ会議システムの利用などにより全国的なサービス提供を可能としている事業者もあり、これまでのヒアリングでも紹介されているところでございます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○伊藤座長 ただいまの「論点整理（案）」の修正点、及び認証紛争解決事業者の関係省庁との関係や、あるいは地域的な分布などについての事務局からの説明に関しまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。認証紛争解決事業者につきましては、現状がこういうことであるという認識をしていただくということかと存じますけれども。

「論点整理（案）」につきましては、先ほどのような修正を加えたいと存じますが、それにつきまして特段の御意見がございませんようでしたら、「論点整理（案）」については、こういった内容で皆様の御了解をいただいたと取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。もし御異論がなければ、今は「（案）」がついておりますけれども、「論点整理（案）」から「（案）」を取りまして、「論点整理」として、今後、これに基づきまして個別の論点についての御議論をお願いすることにしたいと存じます。

ありがとうございました。

それでは引き続きまして、前回会議におきまして、植垣委員に民事調停に関する裁判所の取組について、また、藤井委員に法テラスにおける法律扶助等の取扱いについて、それぞれ御報告をお願いすることにしておりました。

そこで、まず植垣委員からお話を伺いたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○植垣委員 植垣でございます。

では、時間の関係もございまして、極めて簡単ですけれども、民事調停制度などについて御報告いたします。

まず、民事調停制度は、大正11年に創設され、昨年ちょうど90周年を迎えた歴史のある制度でございます。

昨年度すなわち平成24年度の統計では、全国の地裁、簡裁に約5万5,000件の事件が申し立てられており、その平均審理期間は2.6か月でございます。調停が成立した事件、それと調停に代わる決定、17条決定と申しますけれども、これによって解決に至った事件と合わせますと、解決率は約6割になります。

調停事件には、民事調停事件と家事調停事件とがありますが、この場では、家事調停事件の方は省略させていただきます。民事調停事件には大きく分けると、申立て調停事件と付調停事件とがございます。申立て調停事件は、当事者が簡易裁判所あるいは地方裁判所に調停事件として申立てをしたものであります。付調停事件の方は、当事者が訴訟を提起し、裁判所に係属した訴訟事件について、事件の担当裁判官が、これは調停を試みるのがよろしいと判断して、調停に付したものでございます。

申立て調停の方の管轄ですが、これは原則として簡易裁判所にあります。地方裁判所に調停を申し立てるためには原則として相手方当事者の同意が必要であります。したがって、申立て調停事件の大部分は簡易裁判所に対して申立てがされております。簡易裁判所は、国民に身近な裁判所として、全国に438か所に設置されております。地方裁判所は、皆さん御存じのとおり、全国に本庁が50か所、基本的には各都道府県に一つずつ設置され

ております。北海道だけ広いものですから本庁が四つございます。地方裁判所の支部が全国に203庁ございます。このように、全国の裁判所で民事調停制度を利用することが可能な体制になっております。

ちなみにですが、東京地方裁判所における申立て調停及び付調停事件は、私が部総括しております民事第22部で取り扱うこととなっております。専門的な知見を要する事件、あるいは非公開の場で解決を望む事件、こういったものが調停事件として申し立てられておりますし、専門的知見を要する事件であるとして、ほかの部から付調停事件として回されてくるものもあります。また、当部は建築事件の専門部でございますので、当部に配転された建築訴訟事件、これを担当裁判官が調停に付して、調停事件として取り扱っているものもございます。

次に、調停委員についてお話いたします。

調停手続は、裁判官だけで行う場合もございますけれども、大部分は、調停主任として裁判官あるいは民事調停官が1名と調停委員が2名以上で構成される、調停委員会が主催しております。公平・公正な手続運営からも、あるいは成立した調停内容の妥当性、あるいは調停により解決された範囲が明らかになっているかどうかをきちんと確認する必要からも、必ず裁判官あるいは民事調停官が調停委員会の構成員となっております。

調停委員会を構成する調停委員、この方たちは、民事紛争の解決に役立つ専門的知見あるいは経験を有する者、又は社会生活上の豊富な知識・経験を有する者で人格・識見の高い、原則として40歳以上70歳未満の中から最高裁判所によって任命されております。平成25年4月1日現在の民事調停委員の数は1万1,169人であります。

なお、調停委員は非常勤の裁判所職員であり、特別職の国家公務員であります。当然、守秘義務などを負っております。

調停事件の種類、争いの対応は様々でございますので、事案を的確に把握し、紛争を解決に導くためには、事件に適した調停委員を選任する必要がありますので、裁判所としては、社会の各界・各層から広く人材を求めております。現在、調停委員に任命されている方々の職業は、弁護士、公認会計士、税理士、建築士、不動産鑑定士などなど、多岐にわたっております。

ちなみに、平成25年4月1日現在では、東京地裁に所属する民事調停委員は367名で、弁護士が130人、建築士が121人、不動産鑑定士が30人、医師が14人、大学教授が10人、公認会計士が9人、その他有識者が53人となっております。同じように、東京簡易裁判所に所属する民事調停委員は511人で、弁護士が279人、不動産鑑定士が22人、税理士が21人、医師、建築士がそれぞれ12人、公認会計士が6人、歯科医師が1人、その他有識者が158人となっております。

その他有識者も多いのですが、この方たちは、現役時代は商社マンとして活躍され、国際取引業務に詳しい方ですとか、コンピュータの専門家、あるいは損害保険会社でアジャスターなどを経験されている方などが多く含まれております。

次に、専門的知見を要する調停事件が申し立てられますと、事件にふさわしい専門家調停委員を当該事件の調停委員として指定しておりますが、手続を進めているうちに別の専門的知見が必要になるという場合もままあります。そのような場合には、調停委員会の構成員ではない別の調停委員で、問題点について詳しい知識をお持ちの方から意見を聴取する

ことも制度上可能であります。

さらに、必要があれば調停委員会は、専門委員を手続に関与させることも可能となっております。専門委員は、医事関係、建築関係、知的財産関係などの分野で、高度な専門的知見を有する専門家などが最高裁判所によって任命されておりました、平成25年4月1日現在、全国で1,891人おります。

調停委員会は、全国のどこの裁判所に所属する専門委員でありましても、職務代行の制度により、手続に関与させることができるということになっております。専門的知見を要する事件が係属いたしましても、これに対応する体制は整えられております。

ちなみに、東京地裁に所属する専門委員は、知的財産関係の専門家が242人、建築士が85人、医師が40人など、合計424人となっております。

また、専門委員を擁する裁判所では、事件の動向などを考慮いたしまして、事件解決に必要な専門的知見を有する方の情報を大学や学会からいただいて、専門委員の補充を怠ることのないようにしております。

私も、東京地裁の専門委員制度検討委員会の一員としまして、専門委員の円滑な活用を図っております。

それから、研修について若干述べさせていただきますと、民事調停委員の研修については、最高裁判所の通達によって行われる研究会と、これとは別に、各民事調停委員が所属しております各地の簡易裁判所あるいは地方裁判所が独自に企画している研修会、それと、調停委員が所属する団体が自主的に行っている研修会など、大きく分けると三つございます。

ちなみに、最高裁の通達によって行われる四つの研究会のほかに、東京地裁が独自に企画して実施した研修会は、昨年度では7回、東京簡裁では15回行われております。

最初に、調停成立及び17条決定による事件解決の割合が約6割と申しましたが、裁判所といたしましては、更に調停機能の強化を目指しておりました、その一環として、昨年6月から司法研修所において、裁判官、書記官、調停委員など合計10人がメンバーとなり、「簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究」と題する司法研究を実施しました。私も研究員として参加しております。研究報告書は年内に刊行されることになっております。参考にしていただければ幸いです。

簡略ですけれども、以上のとおり、御報告申します。

○伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの植垣委員からのお話につきまして、御質問等をお願いいたします。どうぞ、道垣内委員から。

○道垣内委員 すみません、いつもお金のことばかり聞いて申し訳ないんですけども、申立て調停事件というものがADRと一番、比較対照できるものではないかと思うのですが、申立て費用は大体どれぐらいなのかということと、それから、この制度のために国家予算がどれくらい使われているのかということがもし分かれば、教えていただければと思います。

○植垣委員 申立て費用は次回にお答えします。国家予算の方は分かりません。

○伊藤座長 どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 渡部です。

統計として、いろいろ専門の調停というのは、建築もあれば、医療、労働もあると思うん

ですが、医療の関係で、直接申し立てた医療の調停と付調停とあると思うのですけれども、この分類や何か、件数や何かは、統計があるんでしょうか。

○植垣委員 医療の関係だけの統計は特別には取っておりません。

○渡部委員 そうですか。なかなか医療の関係の調停の実態というのが、裁判所の調停の実態というのがなかなか分からないものですから、それは統計を取っていないということになるのでしょうか。

○植垣委員 私、建築、調停、借地非訟を専門とする部の部総括しております、医事関係の事件は医療集中部が担当しているものですから、私には、つまびらかではありません。

○渡部委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊藤座長 どうぞ、林委員。

○林委員 調停の件なんですけど、裁判所の方でどのような案件を調停に付するという、何かルールとか基準みたいなものはあるのでしょうか。どういう案件を具体的には調停に回していらっしゃるのか。ちょっと今日の議題とも関係あるところなので、教えていただければと思います。

○植垣委員 付調停の関係でしょうかね。付調停は、通常の訴訟事件から調停に回る事件ですけども、東京地裁では、基本的には、今申しましたように、調停部の方では様々な専門家の方をたくさんお願いしておりますので、そういった方の協力を得られるところで解決してほしいということで事件が回されてきますので、ITの事件ですとか、機械に関する専門的知識が必要な事件ですとか、不動産の賃料の増額・減額とか、様々なものが来ます。

基本的には、訴訟事件を担当している裁判官は、自分の事件は自分で解決するという意識が非常に強いですから、専門的な知見を要する事件は調停に付することを選択することがありますが、そうではない事件は、自分で和解をやりますね。自分で和解をやるに当たって、専門的知見を要するときは、専門委員を関与させることが可能ですので、そういうことによって事件処理をしております。

○林委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 どちらかという、やはり専門的知識などを要するものが多い。印象的に言えばそうですかね。

○植垣委員 そうですね。ただ、今申し上げたのは、私の所属する東京地方裁判所の調停部の話をさせていただいていますので、そこは御理解ください。

○藤井委員 よろしいですか。

○伊藤座長 どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 簡裁の平均審議期間ということで、2.6か月ぐらいというお話あったんですけども、これ、平均の期日回数でいうと、何開廷というのはお分かりになるのでしょうか。

○植垣委員 すみません、今は分かりません。必要であれば調べることは可能かと思えます。

○藤井委員 分かりました。

○渡部委員 よろしいですか。

○伊藤座長 どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 2.6か月ということですが、これは割合と弁護士会に近い。3か月で3回ほど期日があるということなのでしょうけど、これは指導か何かがあるのでしょうか。要するに、早く終わらせるというようにですね。

○植垣委員 司法研究で簡裁の民事調停につき話を聞いた範囲では、どこかの指導で、調停期日の回数を何回以内にしろ、何か月以内にしろという指導がされたという話は聞いてはおりません。結局、調停委員会の構成員が一生懸命やった結果だろうと思います。

○渡部委員 よろしいですか。

○伊藤座長 どうぞ。

○渡部委員 私、簡裁の調停委員をやったことあるのですが、どうもやっぱり延ばすと良い顔をされないようですね。

それで、例えば交通事故の後遺症があるような場合に、まだ後遺症の固定がないときに、休業損害や何かが払われていたのです。そうすると、後遺症固定するのにしばらくかかる事案なのです。その間、2回目の調停を申立てがあり、前回の調停は、調停委員が、早目に処理したかったのでしょうか、中間的な調停をしてしまって、休業損害で一部支払をする調停調書なのです。どうしてこんなふう中途半端な調停をしたのかって当事者に聞いたら、いや調停委員が、早くしなきゃいけないから、そういうふうにやりましたという話なのです。そこで、私は調停期日をかかり先に指定して、その間休業損害を払わせて、それで後遺症が固まった段階で調停を成立させた経緯があるのです。

だから、要するに審理期間がどうしても問題になるという感じが、やはりありました。紛争の解決にはその性質上時間のかかるものはあるので、それは時間がかかっても、最終解決をすべきだろうと、私はそのときそう思っていました。

○伊藤座長 渡部委員の御経験は、多数回期日を開くというよりは、例えば今のような事情があるので、期日の間の間隔を相当程度取るという、そういう御趣旨ですね。

○渡部委員 そうです。それと、その間、休業損害を任意で払わせておいて、後遺症の症状が固定した段階で全部まとめて、それで一挙解決するというような形です。

○伊藤座長 分かりました。

どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 ありがとうございます。

今お話になった2.6か月で60%も解決されるというのは、相当高い数字だと思うのですが、すけれども、植垣委員から御覧になって、民間参入の余地があるのかどうかを伺いたいと思います。こんなによいものが公的に提供されていて、なお隙間があるとすればどこなのかということ、御経験に照らして、あれば教えていただきたい。

○植垣委員 困りましたね。私の方は、先ほど申しましたように、民事調停の改良の余地はもっとあるだろうということで司法研究に参画し、より解決率を高める工夫をしているところなものですから。ただ、社会に起こる紛争には様々なものがありますので、その紛争にふさわしい解決方法があるのだろうと思います。民間ADRの中でもFINMACなど専門分野に特化したADRは成功しているという感じはしていますが、やっぱりもう少し民間ADRの方も自助努力が必要ではないかと思います。

○伊藤座長 冒頭にADRの地域分布の話がありましたが、それと比較しても、御紹介があったように、それこそ全国の裁判所に付置されて、くまなくと言っていいほどあるわけですよ。

どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 すみません、先ほど聞けばよかったですけれども、全国津々浦々やっ

しゃると、5万5,000件、2.6か月、解決率6割。もうすばらしいと思うんですけども、申立て調停と付調停の両方合わせて5万5,000件ということですよ。

○植垣委員 ええ。

○丹野委員 ですね。付調停というのは、実際に数としてはどのくらいおありになるんでしょうか。

○植垣委員 東京地裁の私の部限りで言いますと、年間大体三百五、六十件を処理しております。

簡裁の方は、よく分かりません。

○丹野委員 分かりました。

○伊藤座長 丹野委員の御質問は、例えば付調停の事件は、そもそも訴訟で始まっていますから、当事者間の対立が激しいものがあるだろうと。それが調停に付されて、相当の解決率が上がっている点に着目された御質問と私は理解したんですが。

○丹野委員 はい。ですから本当は、解決率は付調停の方はいかがでございましょうとか、それから、裁判官から裁判ではなくて調停にと言われたときに、スムーズにいくものなのかどうなのかということも、ちょっとお聞きしたかったんですが。

○植垣委員 簡裁の付調停の割合は、それほど多くはないという話は聞いているのですが、正確には分かりませんので、付調停の解決率もよくは分からないのです。

○伊藤座長 ほかに御質問等ございませんか。

それでは、植垣委員、ありがとうございます。

引き続きまして、藤井委員からお話を伺いたいと存じます。

○藤井委員 法テラスにおける民事法律扶助等の取扱いについてということで、簡単なレジュメを用意させていただきました。資料の6というところで、レジュメと若干の資料が添付されております。これに基づきまして御説明したいと思います。

法テラスは、御承知のとおり、法律に基づいて本来業務として、情報提供業務、それから民事法律扶助業務というのを実施しています。

ADRに関する紹介あるいは民事法律扶助利用実績なんですけれども、平成24年度、まず情報提供ですが、24年度のFAQの紹介件数、これはオペレーターが画面で、Q&AというFAQがあつて、それを見ながら丁寧に説明すると、そのときに利用するものなんですけれども、総合計で81万8,247件でした。このうちADRに関連したものは2,677件ということで、比率でいうと0.327%ということになります。25年度も4月から実績を取っておりますけれども、9月までということになりますが、合計で35万655件で、ADRに関連するFAQは1,169件、これもほぼ同じで、0.333%ということになります。

ただ、ここで注意しなければいけないのは、FAQの中にADRに関連した記載があるものというのを全てデータとして取っておりますので、この数字が直ちにADR機関を紹介するということではないので、この点は注意しなければいけないだろうというふうに思っています。

具体的なADR機関の紹介件数というところになりますけれども、24年度の実績では1,465件でした。圧倒的に多いのが、ここに書いてあるとおり、東京ファミリー相談室、家事事件の相談なんですけれども、その次に社労士会千葉だったり、証券・金融商品あつ

せん相談センターだったりしております。25年度、これも9月期までですけれども、ほぼ同じような傾向が示されています。

一番コールセンターに相談・問合せが多いのが、もともと家事事件で、従来は金銭事件、いわゆる借金だったんですが、貸金業法の改正等々の効果もあって、現在は家事事件が一番問合せ件数多い。それも一つの原因なんですけど、もう一つは、東京ファミリー相談室というのは電話による相談を受け付けるということなので、もうちょっと詳しく聞きたいというような人に対して、電話相談ができるということで紹介件数が多くなっているのかなというふうに思っております。その余に関しては、やはりそれぞれADR機関が、専門的知見に基づいてあっせんをしていただけるということなので、紹介件数の増加につながっているのかなというふうに思っています。

ただ、全体でいうと、やはりADR機関、認証を受けただけでも120以上あるということですが、やはりばらつきがあるということと、全体の比率としては、まだまだ低調であるということが指摘できるんだらうというふうに思います。

いろいろ法テラスの中でも改善策を考えていて、一つは、やはりデータベースを充実させようということをして現在もやっております。これは、司法法制部に協力いただきまして、認証を取ったADR機関に関しましては、その情報の提供を受けまして、全てFAQの改訂というか、FAQに反映させていただいております。現在、認証を取ったADR117機関の情報がデータベースに載っているということでもあります。たまに、余り件数が多くなるので、登録を止めてくれというような申込みが若干あつたりしますので、現在117ということになっております。この作業というのは今後も、法制部の御協力を得なければいけないんですけれども、続けていかなければいけないんだらうというふうに思っています。

2点目はオペレーターの研修。最初に電話の窓口に出るのがオペレーターですから、やはりオペレーターがADRのことを詳しく知っていなければいけないということで、研修もさせていただいております。これもやはり同じ司法法制部の協力を得て行っているんですけれども、今年は7月31日に3回ずつ、全員を一堂に集めることできないので、3回に分けて1時間ずつ、ADRの関係の研修をさせていただきました。受講できない方に対しては、録画しておりますので、それを見ていただくということで実施させていただいております。また、オペレーターを採用するときにも、採用時研修というものはあるんですけれども、この研修の中でもADRに関する項目を設けて説明をさせていただいております。こういうこともより積極的に実施しなきゃいけないんだらうと、こんなふうに思っています。

それから、これは運用なんですけれども、ADR機関による解決がふさわしい事案、やはり専門的知見を活用して迅速な解決を図るというような事案がありますので、こういう場合には、オペレーターの方から積極的にADR機関を御紹介するということが必要なのかなというふうに思っております。

ただ、実際の現場では、一つ問題が指摘されております。悩み事がある方が、まず最初に電話してくるのが法テラスのコールセンターということになるんですけれども、その段階では、実は、自分がどんな問題を抱えていて、どういう手続を採ったらいいのか、より迅速に解決につながるのかということ、必ずしも分かっていません。したがって、せっかくFAQを充実して、かなり詳細なデータを搭載しているんですけれども、その紹介に至らない、そこまでちょっとたどり着かないというような問題も指摘されております。

したがって、その改善としては、例えば扶助要件を満たす方であれば、民事法律扶助の法律相談につないで、相談担当者が事案に応じて適切なADR機関を紹介する、こんな作業も必要なんだろう、こんなふうに思っています。そのためには、相談担当者、弁護士あるいは司法書士ということになりますけれども、そういう方々が、各ADR機関の特色ですとか、あるいは手続の概要、あるいは費用の関係、かなり詳細な認識がないと逆に説明できないということになりますので、相談担当者に対する研修というか、情報の周知、こういうことも大切なのかなと、こんなふうに思っております。

次に、民事法律扶助との関係ですけれども、これは、実は24年度はデータ取っておりませんので、25年度の4月から9月期ということになりますけれども、ADR機関を利用した件数というのは、民事法律扶助で4件、震災法律扶助、これ、震災特例法というのでできておりますけれども、これで689件という実績です。このうち大半が原発ADRの申立て。特別にそういう機関が作られておりますけれども、これが679件ということで突出しております。

どうして民事扶助がなかなか利用されないのかなという、実証的な分析、例えばアンケート調査等々の分析というのはこれからということになりますけれども、幾つか、その原因は予測できるんだろうというふうに思います。

一つは、現在の規定では、示談交渉というのは裁判に先立って特に必要な場合と、こういうときに使えるんだという位置付けになっております。もちろんADR機関への申立ても含まれますけれども、例外的に認められているという認識が全国に広まっていて、場合によっては民事扶助、ADRは民事扶助を使えないんだというような誤解もあります。これがまず利用を阻害している一つの原因なのかなというふうに思います。

2点目は、示談交渉ということになると、弁護士さんへの費用、着手金です、それと実費、示談の場合、2万円ぐらいだったと思いますけれども、実費の立替をいたします。ただ、例えばADR、一般的には申立手数料、機関によって違いますけれども、あるいは期日日当、解決したときに成約手数料、こういうのが取られますけれども、これは本人負担というふうに現在は運用しております。結果的には、費用が本人負担であるということで、なかなか利用しにくくなっているのかな。利用しようと思うけれども、例えば家事調停であれば何百円、あるいは1,200円の印紙を貼れば、それで最後までやってくれるという利点がありますので、費用の問題があるのかなというふうに思います。

3点目は、先ほどの点と関連するんですけれども、例えば、じゃ、代理援助ということで、弁護士がある事件を受任する。この場合に、どういう機関に申立てすることによって簡易・迅速あるいは低額な解決が図れるんだ。当然ADR、各ADR機関の特色なり手続の概要を把握していないとなかなか使えない。弁護士の側、あるいは司法書士さんの側に、ADR機関に対する認識が不十分なのではないか、こんなことも原因の一つかなというふうに思っております。

民事法律扶助の活用ということになると、代理援助ということになるかと思っておりますけれども、もちろんADR、これは調停も同じですけれども、ADR機関というのはもともと専門的知見を活用して解決するという手続なので、全ての事件に対して代理人が必要なわけではないというふうに思います。ただ、事案によっては代理人が付くことで円満な解決が図れる、あるいは迅速な解決、適切な解決が図れるという案件もあるんだろうというふう

に思います。四つ整理してみました。

一つは、論点・争点の整理が必要な事件ということで、非常に複雑な事件だとか、医療過誤事件なんかもそうですけれども、こういう事件については、やっぱり本人だけ、あるいはあっせん、ADRのあっせん委員だけではどうしても難しい部分があるんだろう。こういうときには代理人が付いて、いろいろ作業を代行すると、こんなことが必要になるのかなというふうに思います。

2番目は、調査とか資料の収集、これも本人ではどうしても限界があるということもありますので、こういう事件についても、やはり代理人が付くことによって適切な資料が収集されて円満な解決が図れる、こんなことも言えるのではないかとこのように思います。

3点目は、「説得・調整が必要な事案」と書きましたけれども、なかなか説得があっせん委員では難しいというような案件も考えられます。初めから感情的に反発してしまうという当事者が中にはおりますので、そういう場合には、自分が依頼した代理人がこう言っているということで、かなり時間がかかりますけれども、丁寧に説得する、あるいは利害関係を調整してあげる、こういう役割を代理人は果たすのかなと。こんな事案についても代理人は必要なんだろう、必要とされるのではないかとこのように思います。

最後、4点目ですけれども、御本人ではどうしても理解できない、あっせん委員が公平な、適切な解決案を出しているんだけれども、それが適切であるのか、公平であるのかの判断ができない。自分をお願いした代理人が、これはあなたにとって利益になりますよというような一言をかけることによって決断できる、こんな事案もあるんだろう。こういう事案については、やはり代理人が必要なんではないかとこのように思っております。

ただ、先ほども言いましたように、まだまだ利用件数が、震災の方はそこそこの数字が出ているんですけれども、民事法律扶助については利用件数は極めて低迷しております。何らかの改善策が必要なんだろうというふうに思っておりますけれども、是非ここら辺の御議論をしていただければと思っております。

いずれにしても、ADR機関と法テラスの関係というのは、やっぱり連携を強化していく立場にあるんだろう。もちろん、民事法律扶助というのは一定の要件、資力要件というのと勝訴要件。勝訴要件は勝訴の見込みがないとは言えないということで、解決の見込みがあれば大体要件を満たすというふうに取り扱っておりますので、更に連携を強化する必要はあるのかなと、こんなふうに思っております。

一応、私からの報告は以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの藤井委員からの御説明に対しまして、御質問等をお願いいたします。どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 渡部です。

今、実費について2万円程度というお話がありましたけれども、結局、訴訟費用の類似だから、その程度までで、上限で抑えられているという感覚だと思うのですが、ハーグ条約の関係で、子の引渡しの関係とか面会交流の関係で、訴訟費用に準じる通訳費用とか翻訳費用とか、そちらの方は特別枠で、かなりの金額を考えられているのでしょうか。

○藤井委員 原則一定です。事案に応じて違うんですけれども、例えば金銭事件の場合は実費幾ら、あるいは家事事件の場合は幾らというのが、業務方法書に別表3というのがあります。

して、そこに一覧表で記載されております。

ただ、事案によっては鑑定が必要であるとか、あるいは不動産執行というのはかなりの、50万以上のお金がかかりますので、事案によっては相当の実費がかかるということで、その欄外にいろいろ例外があつて、通訳業務もそうなんですけれども、例えば100万までとか、強制執行は確か100万までだったと思いますけれども、そういう実費の立替えもできることになっております。

現在、ADRの申立てについては、示談交渉の一類型であるという取扱いなので、既定の2万円しかお支払できないという運用をしているんですね。ただ、解釈上は、その他実費というのがあつて、その他実費というのは30万まで払えるようになっております。今までは、ADRの費用というのは、期日日当・申立て費用は本人負担だよということずっと運用してきたものですから、まだその運用はそのままなんですけれども、解釈としては、その他実費というのが30万まで出せるようになっていっているので、現在、法務省の方とも協議させていただいているところなんですけれども、場合によってはそういう費用も出せるんじゃないかなと、こんなふうに法テラス内部で今議論しているところなんです。

○伊藤座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、森委員。

○森委員 すみません、1ページのADR機関の紹介件数のところなんですけれども、全体のFAQの総相談件数が80万件、70万件ぐらいで変わっていないんですが、ADRの紹介件数は25年の4月から9月期は1,783件ということで、これ、倍すると3,500ぐらいになって、1,465に比べると2.5倍ぐらいになっているんですが、この下に書いてあるとおり、家事事案が圧倒的に占めているというだけなんですか。何かほかに、全体量が少ないんですけれども、2.5倍というとなんか違う理由もあるのかなというふうに少し思ったんですが、いかがなんでしょうか。

○藤井委員 資料を出します。ちょっとお待ちください。

これは、実は家事、やはり一番大きな原因は家事事件の増加、家事の相談ということ、データ的にはそうだと思います。24年度のADR紹介機関の件数、これ、データを取っておりますけれども、社団法人家庭問題情報センター、いわゆる東京ファミリー相談室、これ、1年間で793件だったんですね。ところが、25年度になりますと、4月から9月期で6か月、ちょうど半年なんですけれども、この家事、東京ファミリー相談室が1,404件ということで、倍まではいっていませんが、約2倍になっている。全体の件数は余り変わっていないんですけれども、6か月で2倍の数字が出ていて、結果的にトータルすると1,783件と、こういう数字になっています。実は私も、これはおかしいなと思って確認、見てみたんですけれども、家事が増加しております。それが一番の原因ではないかと、こんなふうに思っています。

○伊藤座長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 今の関連のところなんですけれども、家事事件について、東京ファミリー相談室だけでなく、家庭裁判所も御紹介されることもあるのですか。

○藤井委員 もちろん、調停申立て。これはADRだけの数字を取ったので。ただし、東京ファミリー相談室と家庭裁判所との比較については、今日は持ち合わせておりません。すみ

ません。

○伊藤座長 どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 私もその関連で。家事事件のお問合せがあったときに、整理をして、こういうところがありますよと御紹介するときに、裁判所になさるのか、民間ADRになさるのかという、そのメルクマールはどこら辺におありになるんでしょう。

○藤井委員 情報提供業務の位置付けなんですけど、これは法律相談ではないという仕切りになっています。飽くまで司法情報を架電した方に紹介するというので、あなたの場合にはこういう手続きがいいですよという選択は、これは法律相談になるんだということで、法律相談権限というか、要するに弁護士だとか司法書士でないといけないことになっておりますので、情報提供ではそれをやってはいけないというルールになっているんですね。

○丹野委員 じゃ、並べて御紹介。

○藤井委員 並べて。飽くまで、先ほどもちょっと言いましたけれども、この東京ファミリー相談室というのは電話相談が可能だということなので、ここに申立てしたらいいですよという紹介ではないと思います。ここだともう少し専門的に扱っているところなので、より詳しく電話相談ができますよということで紹介しているケースが大半ではないかなというふうに思っているんですけど、その仕分はちょっとできておりません。

飽くまで情報提供は、あなたの場合、この事案だったら絶対このADR機関がいいですよとか、あなたの場合はもう裁判やらなきゃいけませんというような、選択するということは情報提供の中ではできないんですね。

これ、制度設計のときに大分議論があって、だんだん法律相談と情報提供というのは接近してくると、グレーゾーンが実はあって、このグレーゾーンをどこまで担当者が言えるのかというのは、かなり議論があったところなんですけど、現在、日本の法制では、やっぱり法律相談というのは資格を持った方がやらなければいけない、弁護士法の72条とか、ただし書がありますけれども、そういう仕組みになっておりますので、オペレーターもその点はすごく気を使ってやっているんですね。

○伊藤座長 どうぞ、山本委員。

○山本委員 2点お伺いしたいのですが、1点目は、紹介のところ、東京ファミリー相談室の次に、平成24年度は社労士会の労働紛争解決センター千葉というふうになっているんですけど、社労士会は全国にあって、東京とか大阪にもあると思うんですけど、これからすると千葉が突出して多いということになるのかなと思うんですけど、それは何か理由があるのかというのは。

○藤井委員 これは、理由分からないんですね、よく。

○山本委員 ああ、そうですか。何か特別な取組をしているとかという。

○藤井委員 それはちょっとまだ把握していません。聞いていません。すみません。

○山本委員 分かりました。

あともう1点は、先ほどの立替えのお話なんですけれども、原則、示談交渉の実費しか立て替えないというお話だったんですが、原発ADRの方の立替えというのは、どの範囲で行われているのかということが。

○藤井委員 今日はちょっと資料を持ち合わせていませんけれども、原発ADRの立替え基準はかなり低額になっていると思います。もともと原発ADRは、ある意味で政府が特別に

作ったというような機関で、裁判官も弁護士もかなりのマンパワーを投入してやっておりますので、あの手続自体は無料だったと思います。

したがって、弁護士費用も立て替えますけれども、それも低額に抑え、なおかつ、震災関係の場合は全て解決するまでは支払を猶予するということ。通常の民事法律扶助ですと、例えば20万円立て替えた場合には、毎月資力に応じて、5,000円ずつ返してください、あるいは1万円ずつ返してくださいって、事件が進行しているんだけど、進行中も返していただくというやり方を原則しておりますが、震災ADRに関しては、震災という特別な事情があったものですから、立替え制度であることは間違いないんですが、解決するまでは全て支払を猶予する。したがって、毎月毎月5,000円払っていただくというのもやっておりません。そういう違いがあるのかなというふうに思います。

○山本委員 先ほど、通常のADRだと示談交渉なので2万円ということ、程度だというお話だったわけですが、原発の方は、代理人の報酬というか、それは。

○藤井委員 ええ、費用で、着手金ですね。

○山本委員 費用、着手金、それが。

○藤井委員 ええ、これは、データ、今日持ち合わせていないんですが、通常の事件よりも低額に抑えていると。

○山本委員 通常というのは、通常の訴訟よりはということですか。

○藤井委員 はい。

○山本委員 ADRはもう、もともと、代理人の報酬というか着手金というか、それは対象になっていないという理解。

○藤井委員 いや、ADRも対象になっています。

○山本委員 だから、この実費と言われたのは、これ、費用の。

○藤井委員 例えば、裁判を起こすときに印紙がかかったりとか。

○山本委員 その問題ということですか。

○藤井委員 そうです、はい。

○山本委員 代理人の報酬の部分は。

○藤井委員 別ですね。

○山本委員 それは、通常の訴訟なんかと比較して、ADRの場合というのは何か。

○藤井委員 少し安いです。

○山本委員 少し安いと。それで、原発もそれと同じ。

○藤井委員 原発はもっと安くて。

○山本委員 もっと安いと。ああ、そういうことになっている。分かりました。

○藤井委員 その別表のときに、法テラスは業務方法書、法務大臣の認可を受けた業務方法書に従って業務の運営をしております。その業務方法書の末尾に支出基準というのがあって、こういう事件については、弁護士の着手金は例えば12万6,000円ですよ、実費は3万5,000円ですよというのが、全部一覧表になっていて記載されているんですね。

ADRは今記載がないものですから、示談交渉という欄を活用しています。示談交渉の場合には、簡易な示談交渉とそうでないのがありますけれども、金額が例えば10万円なら10万円、消費税入れれば10万5,000円ということで、実費が2万円と。これを立て替えると。

原発のADRは、弁護士の費用は更にもっと低くして立替えをしている。こんなやり方だったと思います。

○山本委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○伊藤座長 どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 更に低いというのは、どのくらい低いのですか。

○藤井委員 データを持ってくればよかったんですが。

○渡部委員 半分とか、そんな感じですか。10万の半分の5万と、そういう感じですか。

○藤井委員 幾らだったかな。正確に言わないといけないので、次回データをお持ちして。

○渡部委員 後で、教えてください。

○藤井委員 御説明したいと思います。

○伊藤座長 じゃ、その辺り、データがございましたら、次回にでも、また事務局を通じてお知らせいただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

藤井委員、ありがとうございます。

それでは、前回に引き続きまして、個別の論点についての議論をお願いしたいと存じます。前回は、論点1、「認証ADRの魅力を高めるための施策」のうち、「ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化」及び「イ 認証ADRのさらなる拡充」について御議論いただきましたが、先ほど、法テラスにおける取扱いについて藤井委員からお話をいただいたところですので、これに関連する論点から議論いただきたいと存じます。

そこで、論点2、「認証ADRを利用しやすくするための施策」のうち、アの「相談機関等との連携、広報」について、事務局からの説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 それでは、私から説明いたします。資料5-1を御覧ください。

本テーマにつきましては、2点に分けて記載してございます。

1点目は、個別の認証ADRと相談機関との連携や、国又は個別の認証ADRによる広報の在り方について、どのように考えるのかという点でございます。

認証ADRによる紛争解決に関するニーズの吸い上げ、あるいは各種相談機関の相談をきっかけに認証ADRを認知してもらう必要性については、これまでも御指摘をいただいているところでございます。特に紛争解決分野においては、一般的な広報を行うことに大きな効果を期待することはできず、むしろ、紛争当事者が初期段階でアクセスする消費生活センター、地方公共団体の窓口、法テラス等の各種相談機関等との連携が重要であるとの御意見をいただいているところですが、このような考え方や連携のための方策等について御検討いただければと考えております。

また、前回御議論いただきましたADR事業者の専門性・特殊性の明確化につきましては、利用者にとって認証ADRを選択・利用しやすくするという側面があるとともに、相談機関等にとっても、事業者の強みを把握することによって紹介しやすくすることにつながることも考えられます。この点に関しては、事業者の強みを記載した一覧性のある資料の作成につきまして、前回は御議論いただいたところですが、委員からの御指摘等を踏まえまして、改訂したものを用意してございますので、この点につきましても更に御議論いただければ幸いです。

なお、資料として、2枚目に、これまで法務省が実施した広報や法テラスとの連携等につ

いて添付しておりますので、こちらも御参照いただければ幸いです。

続きまして2点目は、裁判所に一旦係属した訴訟事件について、適当な場合に裁判官が認証ADRの利用を勧奨するなどの仕組みを設けるなど、認証ADRと裁判所の連携についてどのように考えるのかという点でございます。

この点につきましては、資料に記載しておりますように、ADR法の制定時においても賛否両論があり、現行法においては、訴訟係属中の紛争当事者間において認証ADRが実施されているなどの一定の事由がある場合に、両当事者の共同の申立てがあるときに、裁判所は一定期間訴訟手続を停止することができる旨の規定が置かれるに至ったところですが、さらに、裁判官による勧奨などの仕組みを設けることについて、どのように考えるのかという点について御議論いただければと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○伊藤座長 ただいま事務局から説明がございましたとおり、論点が1と2の二つに分けられております。

そこで、まず一つ目の論点、個別の認証ADRと相談機関との連携、国又は個別の認証ADRによる広報の在り方について御議論いただきたいと思っております。先ほどの藤井委員からのお話も踏まえまして、御質問あるいは御意見をお願いしたいと存じます。

どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 前回も申し上げましたが、全国各地に消費生活センターという、自治体が設けている、消費者がトラブルを抱えたときに解決を求めて来る機関がございます。それは、前回も数を申し上げましたが、消費生活センターとしては全国に724か所ありますし、それから、そこまで至らない、消費生活センターって毎日開いていないといけないところなんですけれども、もっと週に1日、2日とか、そういうふうに行っている窓口が全国で1,600か所ございます。そこに消費生活相談員が3,000人余りいるんですけれども、そういうところとの連携というのが、やっぱり今まで法テラスさんとの連携をやってきた中で、それをもっと進めるべきでしようが、消費生活センターにも着目をしていただいております。じゃあ、消費生活センターの相談員は認証ADRを知っているだろうかという問題に戻るので、そういう意味では、そこへ積極的にPRする必要があるだろうと思っております。

ですから、この「かいけつサポート」の、後ろに出ている一枚紙、こういうものも積極的に作りいただいて、PRなされること、広報・周知をなさることはとても大事だと思います。現場の消費生活相談員が、相談者・消費者から、いろんなトラブルを抱えて、苦情を聞いたときに、消費生活センターとして当然解決を図るんですが、それで解決し切れなかったときに、じゃ、こういうところがございましてよと紹介をするときに、そこは何ができるのかって必ず聞かれてしまうんです。そこへ行くとどういうことができるのかと。そういう意味では、この一枚紙のように、例えば「解決までの期間」とかいろいろ書いていますが、特に解決事例、簡単な結果の概要等をお示しして、ここではこういうことをやった実績がありますよと、だから相談してみたいかどうかがすかみたいなのが非常に重要だと思っておりますので、こういう、その言わば実績といいますか、売りのところをお示しいただくことはとても大事ではないかと思っております。

ちなみに、この紙についてちょっと申し上げさせていただくと、非常にすっきりと、アピ

ールポイントから解決までの標準期間、解決事例等ありますが、過去3年間の取扱い件数のところは余りに細かくなっているんじゃないかと思って、受理件数何件ぐらいでもいいのかなという気はいたしますが、そこら辺はこれから議論をしていただくところだと思っております。

以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

丹野委員の御意見、直接には消費生活センターとの連携についての御発言でしたが、それを一般化するとすれば、それぞれの事案の特質に応じて相談機関との間の連携を強化すること、あるいは、その連携を強化するために個別の認証ADRの側から、活動内容や活動実績についての情報を積極的に発信していくことの重要性、この辺りで、1の点につきましては皆様方の共通の認識が存在すると、このように考えてもよろしいでしょうか。

どうぞ、山本委員。

○山本委員 今の座長のおまとめに全く異論はないんですが、その個別のADR機関の努力ということも重要だと思うんですが、法務省というか国の側が。

今お話あった消費生活センターは非常に重要だと思いますし、前回、私、申し上げた地方公共団体というのも、実際の、特に市町村だと思うんですが、何らかの問題が起こったときに、特に地方部では第一次的に相談するという機能を非常に強く果たしているように思いますので、そういうところの担当の方にADRという制度を理解していただくということは非常に重要なことかなというふうに思っています。だから、全国に市町村が幾らあるのか知りませんが、相当の数があることは確かなので、そういうところに個々の働き掛けというのは多分なかなか難しく、その地方、市町村の団体みたいなのがあると思うんですが、そういうところを通したりして働き掛けていくと。

そうすると、やはり個別のADR機関がやっていく努力というのはなかなか限界があるところもあるような気がいたしまして、そこで国とか法務省がある程度できることがあれば、やっていただくことが必要なのかなというふうに思っています。

○伊藤座長 分かりました。地方公共団体と個別認証ADRとの連携の重要性、それについて、国というか、より具体的には法務省が果たすべき役割について、十分な検討をして、その連携が強化されるような方向での働き掛けをするべきであるという御意見、私は、まことにごもっともと感じましたが、この点も委員の皆様方の共通の認識であると受け止めてよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 ADRの各機関の一覧性があるデータをそろえるというのは、この方向だろうと思うのですが、ただ、何となく紙のイメージになっていて、実際には多分ネット経由でコンピュータや携帯端末で見ると思います。ですので、これらの項目のうち、詳細や過去のデータを見たい場合にクリックすればもっと見ることができるといった階層構造にした方がいいように思います。最初のページはもっと簡単にして、例えば受理件数と和解成立件数だけ見れば十分ではないかと思えます。

それからもう一つは、検索機能が必要ではないかと思えます。ネットでお買物するときに、

自分の欲しいものを入れるとお店がずらっと出てきて、買いたいところをクリックすれば、そこへ行けるという仕組みと同じように、自分の紛争に関係する任意の言葉でADR機関を検索できるようにしてあげたらいいと思います。こちらで丁寧に分類してあげるのも一つの手で、それもあっていいのですが、各利用者は、ある特定の問題しか関心ないので、その言葉を入れれば出てくるような仕組みがあったらいいなと思います。

それから3番。これはなかなか難しい話なんですけど、国民目線というか利用者目線でいうと、認証ADRだけ紹介されるのはちょっと正確じゃないといいますか、ニーズに応じていないように思われます。先ほどのお話のように、裁判所もあれば、弁護士会のように法務大臣認証を受けていないところもあり、そういうところも本当は含めて提示すべきではないでしょうか。レベルといいますか、質といいますか、認証ADRと同じか、あるいはもっといいかもしれないわけで、それらの紛争解決手続をあえて示さないで、認証ADRだけのデータベースにすると、何か誤った誘導するおそれがなくはないように思います。もっとも、認証制度の趣旨からするとちょっと難しい話ではありますが、国民のためというか、利用者のためを思えば、もう少し拡大して、「勝手認証」といいますか、認証の対象とならなかつたり、申請してこない機関ではあるけれども、こちらでよきそうなものを選ぶということがあってもいいのかなと思います。

○伊藤座長 そうですね。道垣内委員のお話の前半部分、つまり、利用者に対する情報の伝達についても、現代の情報社会に適した有効かつ適切な伝達方法について工夫すべきだと。これは御異論がないところかと思えます。

後半の部分は、ちょっといろいろ難しい問題もありそうですが、しかし、問題提起としてはまことにごもっともかと思えますので、この点は、どういう形の取りまとめがあり得るのか、引き続き検討させていただければと思います。

それでは、二つ目の論点、認証ADRと裁判所との連携につきましては、先ほど事務局から御紹介がありましたように、以前の検討会でも議論があり、また、現在でも積極と消極の御意見があるところかと思えますので、この点につきまして、御質問を含めて、御意見をお願いしたいと存じます。先ほどの植垣委員からの調停の運営に関する実情のお話も踏まえて、よろしく御審議をお願いいたします。

どうぞ、山本委員。

○山本委員 私は、確か前回もこの点について発言をさせていただいたかと思うんですけども、「旧検討会」というふうに書かれていますけれども、私はそれ以来、この点については積極的な意見を持っています。

先ほどの植垣委員のお話からも明らかに、日本の調停制度というのは恐らく世界的に見ても非常に優れたADRであって、そして、民事調停法や家事事件手続法では、裁判所から事件を調停に付することができるという規定がありますので、大半の問題はそれで用が足りているということはそのとおりで、諸外国のADR振興政策のかなり中核的なものは、この裁判所からADRに事件を付する、回していく、いろんな仕組みを作るということにあるのではないかというふうに思っていますけれども、日本と相当それは事情が違うというのは、多分そのとおりなのかなというふうに思っています。

ですから、これを作ればADRの何か根底が変わるように、大量の事件がADRの方に来て、ADRが振興されるというようなことは到底想定されないというふうに私も思ってい

るんですが、ただ、それでもやはり一定の事件、先ほど渡部委員から医事の話なども出ましたけれども、一定の事件類型においてはそういう、あるいはFINMACその他、金融のADRなどもあるのかと思いますけれども、裁判官が扱ってみてもいいんじゃないかと具体的な事件との関係で思われるものも少なくはないようには思っています。

そういうときに、この規定がない現状がどうかということなんですけれども、私は、この積極意見で幾つかのことが挙がっていますが、最後に書かれてある「根拠規定があったほうが躊躇しないのではないか。」ということは、一つあるのかなというふうに思っているところです。

この消極意見と書かれているものは、私の見ているところ、これは旧検討会からそうだったんですが、二つの方向があって、一つは最初のポツで、運用でやるからいいじゃないかと、事実上やれるから問題ないじゃないかという側の意見。それは法律の規定を置く必要はないという意見があって、他方、二つ目のポツのように、本当にやっているのかと、そういうのは、裁判所にせっかく来たというか、当事者は裁判を受けに来たのに、それを、ADRをやったらどうですかと言うこと自体、問題あるんじゃないかという方向から、そういう規定を置くべきでないという御意見があるんですね。そうだとすると、事実上の運用に任せても、そういう反対の意見があるときに、裁判官はそれができるかという、やっぱりかなりちゅうちょされると思うんですね。

ですから、もしそれが、それを本当にやっちゃいけないというふうに決断するのであれば、それはもう規定を置くことはできないことは明らかなんですけど、それをやっていい場合があるんじゃないかということであるとすれば、今のような状況を考えれば、やはり何らかの根拠の規定、最後に書いてある、勧告とアドバイスの助言というのはどう違うのか、私はよく分かりませんが、その書き方はいろいろあると思うんですが、緩やかな形で何らかの根拠となるような規定を置くということは考えてもいいのかなというふうに思っています。

○伊藤座長 一つは、専門性があるって、かつ、より迅速に解決できるような性質の事件があるのではないかということと、もう一つは、こういう形で勧告などをすることができることを、言わば発想の転換として示すのが適切ではないかとか、山本委員も含め積極意見の御趣旨は、私はそのように理解しておりますが。

どうぞ、植垣委員。

○植垣委員 植垣でございます。

勧奨することができるという条項ですけれども、今までできないのをできるようにする、あるいは何か法的な効果があるならば別なのですが、このような条項は法的に意味がないのではないかと思います。法的な意味のない条項を設けること自体に対して、私は消極意見であります。

仮に精神的な意味があるのだといたしますと、それは勧奨を勧める、裁判官に勧奨することを勧めるという意味合いを持つのだと思いますが、しかし、当事者の立場に立ちますと、裁判所に判断してほしいとして訴訟を提起した、言わば裁判所に頼りにしているのに、ほかの機関を勧められるとどういう気持ちになるだろうか。裁判所に対する不信感を招くのではないかと。また、ほかの機関を勧められたものの和解が成立しなかったときには、裁判所に対する不満を招き、裁判所に対する信頼を損なうことになるのではないかと懸念

を持っております。

また、事件を担当する裁判官の立場に立ってみますと、仮に和解が相当であると考えれば、訴訟手続の中で和解を勧告することもできますし、専門家の知見を借りる必要があれば、専門委員を指定して和解手続を進めることも可能な制度となっております。仮に調停がよい場合には、先ほど申しましたように、裁判所内部で調停に付して解決をするということも可能となっております。

そういうときに、民間ADRの主宰者やADRの手続について十分な情報を得られないまま、無責任に民間ADRによる解決を勧奨するという気持ちにはなれないと思います。もっとも、FINMACのように高い専門性や実績をお持ちの事業者もおられます。そういう事業であれば、担当裁判官も事実上お勧めすることもあり得ると思います。しかし、一般的な形で、裁判所が民間ADRの利用を勧奨するという規定を設けることは、少なくとも今の段階では時期尚早ではないかというのが私の意見であります。

○伊藤座長 これも従来からも意見の分かれていたところですので、皆様方からの活発な御意見をお願いしたいと存じます。

どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 認証ADR、民間のADRがなぜ存在するのかということを考えたときに、やはり私は庶民でございまして、皆さんのように裁判所が近い人間ではなくて、裁判所が非常にハードルがあって、こんなに開かれた司法をやっていらっしゃるにもかかわらず、実は普通の人から見ると裁判所ってやっぱり非常にハードルが高い。そこに行かずに解決ができる方法があるんだというのが、認証ADRの言わば醍醐味なんだろうなというふうに思っています。

そういうことから考えれば、ADRに行ったけれどももうまくいかないという場合もあるでしょうし、全然行かないで、もうこれは裁判しかないということで裁判所に行った方が、裁判官に、さっきの調停、付調停という話だったら、裁判所の権威で、裁判所の建物の中でその調停に、あなたたちのは裁判じゃなくて調停がいいですよと裁判官に言われて、だったら、じゃ、裁判所への信頼感をそのまま維持して、そこへ行くというのはあると思うんですけども、裁判所の建物と全然縁もゆかりもない民間のADRに行きなさいと言われるのは、やっぱり非常に、裁判所へジャンプアップして持ってきたのに、それに対する期待を損なうといえますか、そういうことになるのではないかと思います。

實際上、ADRというのは簡易・迅速にやることを旨としている以上、詳細な事実調べも、証拠、証人調べも、そういうことも行われないでやるというところに大事な重要なポイントがあるわけで、それを裁判所に行くんだって決意をした人に、あなたたちはあっちへ行きなさいと言われるのは、やっぱりそれは非常に、普通に考えて、なかなか期待に添わないではないかなと思います。あえてそういう制度を作る必要がどうしてあるのかがいまいちよく分からないでおります。

すみません、大変素朴論で申し訳ない。

○伊藤座長 どうぞ、渡部委員。

○渡部座長 渡部です。

私は「事件をADRに付することができるという規定」があってもいいと思うのです。あってもいい理由というのは、それは要するに裁判所が必要とするかどうかという問題で、

さっき言った専門性との問題とも絡むのですが、例えば国際家事でも何でもいいんですが、裁判所では外国との間で、テレビ会議で期日は開催できないですよ。執行力との関係でなのでしょうか、今の解釈でいくと外国との間でテレビ会議はできません。弁護士会ADRでは、それができますので、一時的に、それで海外との関係を弁護士会に例えばやらせるという形はあり得るのかなと思っています。そのときに、こんなのをやらせていいものだろうかとか裁判官がちゅうちょするとすれば、規定があっても、それはやらなければいけないわけです。しかしながら、やりたいなと思うときにやれるような規定があった方がいいかなという私は気がするのです。

それは、時差がありますし、ビジネスアワーでないときが相手にあるし、こちらがそうでないときもあるし、かつ、海外と日本というつながりの関係では、裁判所ではできないことがあるとすれば、それは任せるということが合理的かもしれません。ある程度、弁護士会ADRが裁判所を助力する、そういうことはあり得るのかなと思っています。

だから、事件によりまして、しかも、裁判所の需要によるのだろうと思うのです。そういうことはあり得るので、「事件をADRに付することができるという規定」があってもいいかなというような気がします。

○伊藤座長 どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 日本ADR協会としては既に提言を出していて、こういう規定は置いていただくといいのではないかということです。もっとも、規定の置き方はなかなか難しく、また運用の仕方も難しいと思います。裁判所としては、特定のADR機関で調停しなさいとはなかなか言えないだろうと思うので、そういった運用をどうするのかをもう少し詰めないと、規定ぶりのイメージが湧きません。要するに、こういう機関がありますよという一覧表を見せるだけなのか、それよりも少し踏み込むのか、後者ですと、どこかを落としてどこかを勧めるということになりますので、それが適当なのか。その辺りの運用まで見通さないと、なかなか議論しにくいかなと思います。

○伊藤座長 山本委員に、ちょっと質問させてください。消極意見ないし危惧というのは、恐らく外国でも当然あると思うんですが、こういう形での裁判所との連携的なものを作っている国で、そういった辺りについての議論がどんな形になっているのか。もし御承知であれば、教えていただけると大変ありがたいと思いますが。

○山本委員 私も詳細を承知しているわけではないですし、また、私が知っている国は限られているんですが。

多分、フランスでは規定を、大分前、十数年前に作ったと思うんですけども、最初は当事者の同意も得ないで、民間のADRなんですけど、そこに付そうというような、かなり大胆な規定だったんですが、それは正に裁判を受ける権利との関係で、フランスでもやっぱり問題になりまして、それはできないんじゃないかということで、当事者の同意を得てという形になったと思うんですね。

次に問題になったのは、やっぱり費用の点で、フランスは裁判所が無料なものですから、ただ、民間ADRは当然お金を取りますので、そういう無料のところに来ているのに、お金が要るところを勧めるのはどうかという議論は確かにありました。ただこれ、飽くまでも最終的に同意を得てということにしたものですから、強制してそっちに行かなきゃいけないというわけではなくて、やっぱり裁判所でやってくださいということであれば、それは、

裁判所はそのままやるという制度にしたので、そこは、それならいいんじゃないかという
ような形で通ったという経緯があります。

丹野委員にちょっとつけ加えて、先ほどの丹野委員の御懸念は誠にごもっともで、今の日本は裁判所に来るのにすごいハードルを越えてくるので、そこでADRかどうかと言われてたらびっくりするんじゃないかという御指摘は、誠にごもっともなところがあるんですけども、ただ、私はやはり、これは別に裁判所の利益とかADRの利益とかという話じゃなくて、飽くまでも当事者、その本人の利益のためのことだと思うんですね。

だから、その人にとって、裁判でこのまま続けていって1年も2年もたつと、それで、植垣委員には失礼ですが、長い事件、専門的な事件、長い時間かかるかもしれない。それでまた更に控訴、上告とかということを見ると、今の時点でADRの方で、合意で解決すれば、場合によっては半年とかで解決できるかもしれない。そういう情報も知って裁判所に来ている人は、私はいいと思うんです、別に。それは裁判所が引き受けるべきだと思うんです。

ただ、そういうことが必ずしも十分認識できずに、だから、その前の段階で、こういう相談機関とか弁護士さんとかからの情報提供・助言が適切になされる社会を作っていくというのは、私、すごく大事なことだと思っているんですが。そこが必ずしも十分ワークしなかった、その人にとってはワークしなかった場合に、客観的に見れば誤った選択をしているという場合に、それを裁判所、最後のところである裁判所のところで勧告というか助言というか、そういうようなものがあってもいいんじゃないかと。

それがそんなに、先ほど申し上げたように、使われるという、いつも使われるというふうには思っていないんですけども、一定の場面、先ほど渡部委員が言われたような一定の場面においては、それは、私は機能し得る場合というのはあり得るんじゃないかというふうに思っているということです。

○伊藤座長 どうぞ。

○植垣委員 先ほど申しましたように、よく機能している専門性の高い民間ADRもあることは知っています。私が裁判官として担当している事件で、ふさわしいADRがあったら、そういうADRが存在することを紹介するかもしれません。

しかし、これを一般的な条文の形にすることについては、裁判官もいろいろといますし、裁判官が特定のADRを紹介するということは公平性の観点からも問題があるように思います。このような規定を置くことについては、もう少し専門的なADRがたくさんでき、その情報が分かってから検討することでもいいのではないだろうかと思います。

○伊藤座長 どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 山本先生がおっしゃったことは非常に腑に落ちました。なるほどなと思って伺っていたんですが、そうすると、例えば裁判だと一審、二審、三審まであるけれども、ADRだったら、そこでまとまれば、それで早期に解決できるでしょうというお話なんだと思うんですけどね。

ただそうすると結局、執行力の問題とリンクしてきてですね。これ、別の議論になっているんですけども、実は、じゃ、和解したことがちゃんと守られるのかという話と、またその話になってしまうと。

そうすると、その議論をまとめてやらないと本当はいけないんだと思いますけれども、現

状を考えていると、ポリシーとしてそういうものをお作りになるのはいいのかもしれないけれども、先ほど申し上げましたように、詳細な事実審理もできませんし、証人尋問もできません。そういう状況の中で、しかも、どのADRを裁判官がお勧めになるのかということも含めて言うと、やはりかなりそれも難しいお話なんではないのかなというのが今のところの正直な感想でございます。

○伊藤座長 なるほど、分かりました。ただいまの皆様方の御意見を伺っていますと、ある種の事案において、裁判官が實際上適切なADRについて言及することが許されないという御意見は余りないように思いますが、ただ、それを制度として、勧奨であれ、勧告であれ、取り入れることについては、その是非や方法などについての御意見が分かれているように思います。

本日そこを一つにまとめることは無理かと存じますので、この点については、更にこの検討会で議論を続けることにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして、今の「法律扶助の活用」について、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 資料5-2を御覧ください。

本論点は、認証ADRにおける法律扶助の活用についてどのように考えるのかということでございます。

この点に関しましては、ADRに利用しやすい民事法律扶助が必要であるという御意見、それから、代理人を選任された場合のメリットとして、法的整理・争点整理をしてくれるので、手続実施者もやりやすくなる、手続がスムーズに進行するなどの指摘がされている一方で、デメリットといたしまして、代理人の意見に引っ張られて当事者の意見が余り反映されず、和解が成立しない場合もある、余りに法的な整理をしてしまい、当事者の感情的な部分を捨象してしまう嫌いがあるなどの御指摘もされたところで。

一般の国民にも敷居が低く、利用しやすいことが利点の一つであるADRにおいて、弁護士、司法書士等の代理人を選任する必要性の有無自体が一つの論点になり得るところですが、まずは、そもそも認証ADRにおいて法律扶助を活用していくべきか否か。活用すべきとする場合は、どのような事案について活用すべきかというのが1点目でございます。

次に、総合法律支援法上、ADRにおける法律扶助の利用については必ずしも否定されていないと解されておりますが、実際の利用状況につきましては、藤井委員からも御紹介いただきましたとおり、余り利用されていないというところでございます。そこで、認証ADRにおいて法律扶助を活用していくべきとした場合に、どのように活用を図っていくべきかというのが2点目でございます。

なお、この点に関しましては、実際に法律扶助の運用を行っております法テラスにおいても、検討も必要であろうと思われまます。本日、法テラスの藤井委員からもお話をいただいたところですが、必要に応じまして、事務局の方でも法テラスその他の関連機関と連絡を取りたいと考えているところでございます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○伊藤座長 ただいま事務局からの説明ございましたとおり、認証ADRにおいて法律扶助を活用すべきか否か、どのような事案において活用すべきか、さらに、どのような方法によって活用すべきか、第1の点が出発点になりますけれども、こういった辺りを、本日の藤

井委員の御説明を踏まえて、御議論いただきたいと思います。

どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 すみません、藤井先生に質問でございます。法律扶助というのは、私、消費者問題をやっている人間なものですから、そちらからいうと、多重債務華やかかなりし頃は非常に法律扶助の制度を活用させていただいて、立ち直りのきっかけにさせていただいたことがたくさんあって、扶助の枠が足りなくなるとか、そういうお話をよくしておりました。現状、ADR以外の法律扶助というのはどの程度使われていらっしゃるのか、そこをお教えいただければと。

○藤井委員 平成24年度の民事法律扶助の実績を御紹介しますと、まず、無料法律相談。

民事法律扶助の中には三つのサービスメニューと申しますか類型がありまして、無料の法律相談、それから、代理人として裁判をやったり調停をやったりという代理援助、さらに3点目として、主に司法書士さんが担当しておりますけれども、本人に代わって裁判所に提出する書類を作成する書類作成援助、この三つがあります。

法律相談に関しましては、民事法律扶助の法律相談と震災の法律相談と二つあるんですけれども、民事法律扶助の法律相談は27万1,555件で、震災がこれ、細かいですけれども、4万2,981件、合計31万4,536件というのが24年度の実績でした。

代理援助というのは、前年度より若干下がったかと思えますけれども、10万5,024件、1年間ですが、震災の方が2,699件ということで、合計すると10万7,723件。

書類作成援助というのは、若干前年度より下がっているんですが、民事の場合が5,441件で、震災が8件ということで、合計5,449件、これが24年度の実績です。

多重債務が非常に多いときは、もう前年度比、扶助協会時代ですけれども、前年度比で1万件ずつずつと増加するというような傾向があったんですが、大体最近、特に多重債務事件が少し減っていますので、落ち着いてきております。

一番多かったのは代理援助の場合で、民事だけですけれども11万件ぐらいで、昨年度は10万5,024件ということなんで、大体同じぐらいな、平準化されてきた。数字としては平準化されてきたのかなという気がいたします。

傾向として違ったのは、先ほどもちょっと御説明したんですが、従来は圧倒的に多重債務、借金の整理、その中には自己破産もちろんありますけれども、任意整理だとか個人再生とか、特定調停という手続もありますけれども、様々な解決の制度がありますけれども、含めて圧倒的に多かったんですが、最近は家事が第一順位になりつつある。少なくとも問合せ件数は家事の方が多重債務より増えてきていると、こんな状況です。

○丹野委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 よろしいですか。

どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 渡部です。

先ほどあった、結局、実費の関係ですが、その他実費の枠を、30万でしたか、その枠を是非拡大させていただいて、できる限り柔軟な運用ができるような形を法務省とも検討していただいて、前々から言っていることですが、ADR利用の、例の申立て手数料、期日手数料、成立手数料が賄えるような形の体系にさせていただきたいと思います。そして、

実費がその他必要な場合もあり得るので、例えば翻訳費用とか通訳費用とかいう場合もあり得るので、その辺のところも拡充をお願いしたい。ADR利用についての拡充をお願いしたいと思っております。これは法務省と藤井先生と両方をお願いしたいというところでございます。

○伊藤座長 どうぞ、山本委員。

○山本委員 先ほど藤井先生にむしろ質問すべきだったんですが、ADRの利用で法律扶助の申請があって、それが認められなかったということはあるんですか。

○藤井委員 認めないというのではないと思います。

当初、実は、総合法律支援法ができる前は民事法律扶助法という法律があって、その制度がそのまま法律扶助の関係では総合法律支援法にスライドしたんですね。このときにいろいろ議論があって、ADRを対象とできるのか、できないのかという議論があって、最終的には、ここにも資料は出ていますけれども、民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要なもの、特に必要だというふうな書きぶり、法律はなっているもので、割と運用としては消極的だったということは言えると思います。

ただ、現在の解釈では、例えばADR機関の専門性を活用することが適切な解決、迅速な解決に資するんだということであれば、この特に必要だというのは要件を満たすものですから、ADRの申立てが対象になるという、否定されていないという理解で運用しております。

ただ、メニューとしては、ADR申立てという、例えば金銭事件とか家事事件とかいうのはあるんですけれども、メニューとして今、業務方法書の別表にはないものですから、現在は示談交渉の一つという取扱いをしているんですね。したがって、弁護士さんの着手金、これも立替えですけれども、それから、先ほど言った実費も、示談交渉の一つということで、受任した人が示談の交渉をする代わりにADRに申し立てて、そこで話し合い、第三者を入れて話し合うと、こういう手段を選択した、こんな運用でやっているんですね。

○山本委員 よろしいですか。

私も、運用で対応していただければ、特段、それで異論があるところではないんですけれども、ただ、前々からやはり、今、藤井委員が言われた、「特に」というのは非常に気になっておりまして。

民事法律扶助法を作るときに、私の印象では、当時は、これは裁判を受ける権利のための制度であるということは非常に強くあって、ですから、裁判のための援助なんだと。だから、和解の交渉もあえて民事裁判等手続に先立つというような文言が入っているのは、やはりそういう思想が関連しているのかなと。

そのときには、まだ当時はADRについての十分なあれがなかったもので、ADRの位置付けというのが裁判を受ける権利との関係でどうなのかということが、私の理解では必ずしも明確になっていなかったと思うんですが、その後、司法制度改革の中で、ADRというのは裁判と並ぶ魅力的な選択肢として国も位置付けていくんだと、正に裁判を受ける権利と並ぶものとして位置付けられた部分があったんだというふうに思います。ですから、私は、できればその時点で和解の交渉の中からADRを切り出して、ADRについては少なくとも「特に」はやめて、ADRの和解交渉で必要と認められるものであれば、本来はやはり対象にすべきであった。

もちろん必要なものというのは、今日の藤井先生のレジュメ、非常に適切というか、この藤井先生の2ページから3ページのiからivまで挙がっているような、争点整理が必要とか、資料収集が必要とか、説得・調整が必要と。これは正にADRの固有の代理人の必要性というのを指摘されているというふうに理解しております、こういうものについてはやはり本来は積極的に認めていくべきもので、本来的には法律もそういう形になればいいなというふうには思うというか。

この総合法律支援法が我々の検討会の任務の範囲内なのかどうかということは必ずしもあれなので、運用で積極的に対応していただけるという方向であれば、それを是非広くADRの関係の方々に知らしめていただいて、やっていっていただければというふうには思っています。

○伊藤座長 今までの御議論を伺っている限りでは、認証ADRとの関係で、法律扶助の活用を積極的に検討すべきであることについては御異論がないように思います。また、活用すべき事案がある、より具体的には、本日、藤井委員のお話にありましたように、代理援助についても、それが求められるような事案がADRにおいて存在することについても皆さんの認識が一致しているのではないかと思います。

その上で、現在の法律扶助におけるADRの位置付けは、示談交渉ということになるようですが、それを法律上位置付けを明らかにするか、運用で解決すべきか、それはもう少し先の話になろうかと思いますが、当検討会としては、法律扶助の適切な形での連携が図れるようなADRの位置付けが望まれることに関しても、恐らくそれほど御異論がないように感じましたが、本日のところはそういった取りまとめでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしますと、続きまして、論点1の「認証ADRの魅力を高めるための施策」に戻りまして、そのウの「認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策」、これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○徳井部付 資料4-1を御覧ください。

和解の実効性を確保するための方策につきましては、仲裁合意や簡易裁判所の即決和解、公正証書の利用等を含め、各認証ADRにおいて様々な工夫がなされているところであり、また、いわゆる業界型など、相手方が限定されたADRにおいては、そもそも不履行の問題はまず生じない、その他のADRであっても、履行されないことに関する不満が寄せられたことはないなどという実情も紹介されたところでございます。

また、執行力の付与につきましても、ヒアリングにおいて、主として利用者等の動機付けや便宜の観点から、これを望む意見があり、日本ADR協会の提言もこの点に言及されている一方で、執行力を一律に付与することになると、どのような紛争解決手続がそのセンターでなされているかを検証しないと、かえって危険な場合もあり得るなどの消極意見もあったところでございます。執行力の付与については、従前、積極、消極、様々な御意見があるところでございますが、この点を含めまして、認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策についてどのように考えるかというのが、ここで御議論いただくテーマでございます。

なお、本検討会には、法律の専門家だけではなく、その他の分野を御専門とされる委員の先生にも御参加いただいておりますことから、執行力につきましても、用語の定義や問題と

なる場面、従前の議論の一部の御紹介などに関する資料を作成しております。具体的には2枚目ということになりますが、こちらも御参照いただければ幸いです。

以上でございます。

○伊藤座長 この点も、以前の検討会以来、今まで今日に至るまで、いろいろな角度からの御意見があるところですが、改めて、ここでの審議をお願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ、森委員。

○森委員 質問なんですけど、ADR和解の履行というのは、されないというケースというのは結構あったりとか、何かデータの的に分かっているんですけど。

○徳井部付 履行されないケースがあるかと、統計的に、履行された、されないというものを把握しているということではございません。ヒアリングに出てきた内容で、その一部をうかがい知ることができるということになるかと思えます。

○森委員 基本的に、ほとんどの場合は履行されていると考えてよろしいのでしょうか。

○徳井部付 ヒアリングでお答えがあった範囲であれば、そのような御意見が多かったというふうに理解しております。

○伊藤座長 そこでの御説明では、そういうことが大方の御意見であったように私も記憶しております。おっしゃるように、そのことがこの議論の背景の一つになっているわけですが。

どうぞ、山本委員。

○山本委員 私も旧検討会以来、積極的な意見を持っているんですけども、それはともかくとして、仮に積極的な考え方を採る場合も、恐らく現在認証を受けているADR機関全てに執行力を付与するというような制度にはならないのではないかと。それは恐らく、積極論を採られている方、皆さん、そういうふうに思っておられるんじゃないかというふうに思えます。

少なくともADR機関の側に執行力を持つような和解を自分たちはするのかどうかという選択権は与えられてしかるべきではないかということで、この消極意見と書かれているところにもありますように、執行力というのは、もちろんいい面もあれば、やっぱりそれによって失うものも多分ある。こういう自由な話合いの雰囲気が失われるとか、どの程度あるのかよく分かりませんが、あるいは相手方が話合いに入ってくないとか、あるいはコストがかかるとか、そういう、ADR機関にとってはそれが必ずしもプラスにならない面もあると思うので。ただ、それと執行力というものが得られるということを選択して、どちらをメリットとして選ばれるかという、それぞれのやはり選択に委ねられるようなものになるのかなというふうに思っています。

ヒアリングに出てこられたような比較的立派な業界というか、立派な事業者を相手にされているようなADR機関においては、およそそんなものは要らないだろうと思うんですよ。不履行というのは想定されない。あるいは、私は行政型ですが、私が今ちょっとお手伝いしている、先ほど話題に出た原発のADRなんかも、これは別に執行力というのはほとんど考えなくていいわけで、合意ができれば当然履行するわけですが、必ずしもそこまでの信頼性がないような事業者とか、あるいは個人間でADRをするような機関の中には、やはりこれはADR協会のアンケートにも出ていますけれども、信頼を得るために必要だと考えておられるところもあることは確かなので。ですから、そういうところこう

いう執行力の付与する選択肢を、道を与えて、与えるということがどうかという形で、やはり議論をした方がよいのではないかというふうに思っています。

○伊藤座長 積極論の趣旨について、必ずしも一律にということではなくて、それぞれのADRが、自らの手続の運営あるいは対象者等を考慮して、選択できる余地を認めるという意味での積極論だという御発言でございました。

どうぞ、他の委員の方も御遠慮なく。

植垣委員、お願いします。

○植垣委員 一つは、ニーズのところでは、やはりヒアリングをしていますが、それほど切実なニーズがあるとは感じられなかったというのが正直なところではありました。

理論的な点ですが、やはり強制執行といいますと、国家機関を利用して強制的に合意の内容を実現させるという強力な手続でありまして、仮に合意の内容に問題があったという場合には、強制執行を受ける側の方で執行異議訴訟などを提起して、債務の存在しないことを主張し、立証しなくてはいけないという重い負担を課されます。このような強力な効果を私的な和解契約に与える理論的な根拠があるのか疑問に思います。

また、このように強力な効果を持つ執行力を与える和解につきましては、その内容が適正で妥当なものである必要がありますが、それをチェックする体制が整っていることが客観的に保障されている必要があると思います。

しかし、この観点から制度設計をしますと、非常に民間ADRの自主性を損なう結果になる可能性が高く、かえって弊害が生じかねないという気がします。もっと直接的な弊害としては、やはり、消費者金融のための債務名義作成会社みたいなADRができてしまう危険性を払拭はできないという気がしております。

さらに、執行力のある債務名義となる条項を作るとするのは非常に難しいところがあります。我々もよく和解調停で調書を作りますが、細心の注意を払っております。単純な金銭債権に関する調停条項でありましても、後日になって、ほかの権利関係と誤認する、あるいは混同するということが生じないように、対象を明確に特定する必要がありますし、長期分割払の場合には、往々にして、期限の利益喪失条項とか、一部を支払った場合の免除条項、担保条項等が必要だとなってきましたけれども、種々の法律知識が必要となります。

例えば、建物の売買で登記をするのと引換えに売買代金1,000万を払ってもらうという例を考えますと、売買代金1,000万を平成25年10月31日限り支払う、不履行の場合は年10%の割合の遅延損害金を支払うということにしましょうか。このとき、ペナルティ条項を設けますが、当事者の代理人は、往々にして、支払期限が経過したので、平成25年11月1日から支払済みまで10%の割合による遅延損害金を支払うという条項を作成してくることがよくあります。これが誤りなのはお分かりだと思います。同時履行の抗弁権がありますから、弁済期が過ぎたからといってすぐに遅延損害金が発生するというにはなりません。そのような条項では執行文が付与されるかどうか問題になります。結構難しいのです。

結論的に言いますと、問題点が多々あるのに対し、ニーズがいま一つというのであれば、現在の状況の下では、消極的な意見を述べざるを得ないと思っています。

○伊藤座長 どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 日本ADR協会の提言では、執行力の付与をお願いしているところではありま

すけれども、条件が付いていて、この和解が成立すると執行力を持ちますよ、ということの注意喚起をちゃんとしなきゃいけないということです。また、おっしゃるように、執行ができるような内容の紙を作らなきゃいけないというのはもちろんです。山本委員がおっしゃったように、認証ADRだからといって全ての機関がこの点で大丈夫とも言えないと思いますので、その選別も必要だろうと思います。

さらに、ここで議論したかどうか、私、ここだったかどうか分からないんですが、消費者契約とか労働契約については、仲裁も片面的な効力しかなかったり、あるいは無効だったりするわけで、成立した和解を仲裁判断にしてみようとしても、そこはできないはずであろうと思います。仲裁法のそういう限定がやっぱりこちらにも及んでくると思いますが、多分、旧検討会では、仲裁と並行して議論されていたので、そこは余り論点になっていなかったかもしれません。

そういう意味では、私の立場上は、執行力を与える規定は置いていただきたいと思いますが、限定的な規定になるのではないかと思います。

○伊藤座長 どうぞ。

○渡部委員 いいですか、渡部です。

ここでヒアリングした弁護士会関係というか、弁護士と弁護士会関係は、愛知と大阪。大阪は総紛ですけれども、業界団体ですが、弁護士が中心であるということで。愛知が要らないという、それで、大阪の総紛は要するというふうに分かれていたと思います。弁護士会は恐らく両方あって、両方の意見あるのだらうと思うのです。

それで、そのときも紹介されましたけれども、簡裁との提携とか家裁との提携で、債務名義化の話は各地で、すぐに債務名義化できるような提携はするのですが、ただ、利用件数は、大阪はほとんどないと言うし、愛知の方でも年間一、二件あるかどうかという話でした。東京三会の場合、これは、非認証ですが、ここで申し上げますと、十数年前に東京簡裁と提携をしました。それで利用実績は1件です。

そういうことからすると、なぜ利用件数がないのかという。隣の建物に行くのが大変だというようなことはあるかもしれませんが、結局、その大体が仲裁法の38条の和解決定でやってしまうのですね。ですから、それがあから、自分のところまでできる関係で言えば、公正証書は金銭債権しかできませんが、和解決定の方は両方、非金銭債権も金銭債権もできますので便利だということで、そこで終わってしまっている。だから、そういう意味でいうと、余り需要として、提携しても多くないだろうという気はしています。

しかしながら、ADRに執行力が欲しいという主張は、やっぱりADRに権威が欲しいとか、そういう類いのことであるとすれば余りよろしいとは言えない動機だと思います。そこで、もし執行力を付与するという主張を認めるとしても仲裁法と同じようなレベルの、民事執行法22条6号の2（確定した執行決定のある仲裁判断）の債務名義と同列に置かれるべきものだと思います。だから、仲裁法38条の和解決定のようなレベルの債務名義であれば弊害は少ないかもしれないですが、それも必要かどうかというのはまた別の問題であると思います。執行力を付与するとすればそのレベルであるべきだと思います。法律の横並びの関係でいえば、仲裁法よりも強い、突然の和解調書と同じような、訴訟上の和解調書と同じような執行力というのはよろしくないかなという気がします。そこで執行力を付与するとすれば、仲裁法38条と同様の和解決定ぐらいのものかなと思っております。

○伊藤座長 どうぞ、山本委員。

○山本委員 時間の関係あると思うんですが、私も今の渡部委員と同じで、恐らく積極論を説く方も、その和解合意が直ちに執行力を持つというふうに考えておられる方はほとんどいないと思いますし、諸外国の法制でも、ドイツは弁護士が関与したものは執行力を持つという特別なあれがありますけれども、多くの国は裁判所を何らかの形でかませているということだと思います。

そういう意味では、おっしゃるように、仲裁法の和解による仲裁判断でしたっけ、仲裁決定でしたか、と基本的にはパラレルなシステムであり、そして、その範囲では既に裁判所はそれをやっておられるし、そういうチェックがされているわけですね、仲裁との関係では。それをこのADRの方にも持ってくるというぐらいのことなんだろうというふうに思っています。

ですから、私自身は、それぐらいなので、それで、それがどの程度利用されるかというのも、渡部委員の御指摘のとおりで、そんなにいろんなADR機関で大量に使われるということにはなるんだろうかという気はしているということです。

それから、債務名義製造会社との関係では、道垣内委員が言われたように、消費者は、だから、B to Cは除外するというのはあってもいいと思いますが、C to Bはいいんだろうと思うんですね。ですから、そのこの区別をすれば、C to Bは、私は、ニーズはそれなりにあると思うんですね、同じ消費者契約でも。だから、そこは事業者が申立人になるという場合には使えないというような制度を仕組む可能性はあるんじゃないかというふうに思っています。

○伊藤座長 分かりました。

どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 時間が押してしましますが、大丈夫でしょうか。

○伊藤座長 どうぞ。

○丹野委員 今、C to B、B to Cのお話がありましたので、ちょっと申し上げますが、私、意見としては基本的に消極でございまして、そもそも必要だろうかというふうに思っています。

なぜそんなことを思っているかといいますと、国民生活センターに勤務していると前回は申し上げましたけれども、国民生活センターは実は国民生活センター法に基づいてADRを実施しております。ADRを行っております。それで、今5年目なんですけれども、毎年150件ぐらいの審査案件を、ADRを、申請を受けて手続を行っていて、その中では、必ずしも問題のない業者ばかりでなくて、問題のある業者さんもたくさんいるので、その中で奮闘して、解決率6割から7割でやっているところなんですけど、実は、和解をした後にちゃんと払わないという事業者さんも、大変少ないんですけど、おります。その場合に、国民生活センター法で与えられる一定の対応は、義務履行の勧告というのをを行うんですが、義務履行の勧告を行ったのが、例えば昨年度ですと4件ございます。履行の勧告を行ったから、じゃ払われるかというのと、ちっとも払われなくて結果になって、結局は事業者名公表という形で、そういう形で公表するんですが、じゃ、これに執行力を付与して、債務名義にすればそれが行われるかというのと、多分、今度はテーブルに乗ってこないというふうになるのではないかと想定をしております。ニーズがあるかと言われ

ば、確かにニーズはあるんですけども、そうすると今度は乗ってこないという対応をされるだけではないかと思っております、その部分で、執行力を付けてしまうことの問題点とはかりにかけると、消極にならざるを得ないのではないのかと思っております。

○伊藤座長 この点も、ただいま御議論いただきましたように、消極論の立場からは必要性の問題、あるいは、丹野委員がおっしゃられた、かえってADRの機能について、逆効果とございますか、それを萎縮させる結果になってしまうおそれがあるとか、こういう御意見がございました。それに対して、積極論の立場からは、すなわち個々のADR機関による選択であるとか、また裁判所の判断を介在させた上での執行力ということで、消極論の解消し得る形での合理的制度設計が十分可能だという御意見がございました。これも今回で取りまとめをするのはちょっと難しいかと思っておりますので、引き続き議論をしていただくことでよろしゅうございますか。

実はもう一つ、「手続実施者の質の向上」という項目が残っておりますが、大分時間も超過しましたので、どうでしょう、次回に回すことでよろしいでしょうか。それでは、本日の審議はここまでとさせていただくことでよろしいですか。

そういたしますと、次回は、本日積み残しになった最後の部分を含めてということになります。

それでは、特段の御意見がございませんようでしたら、次回の確認等について、事務局からお願いします。

○徳井部付 では、次回の会議ですが、第8回になります。11月15日、金曜日、午後2時から、20階の第1会議室で開催予定でございます。詳細につきましては、後日、事務局から委員の皆様に御連絡いたします。

○伊藤座長 分かりました。

それでは、また次回よろしく願いいたします。

本日は活発な御意見をありがとうございました。

—了—